

コーデックス食品表示部会の 動向について

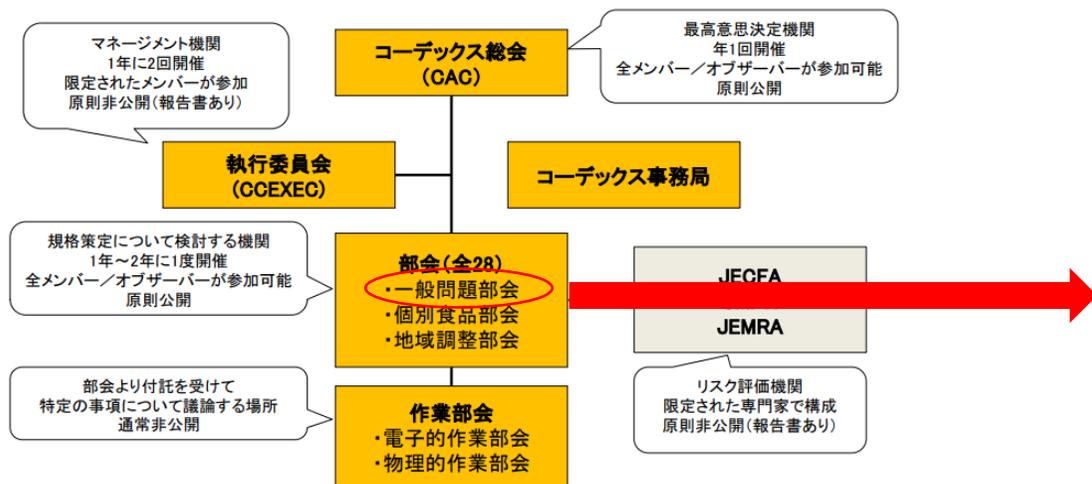
令和6年10月
消費者庁食品表示課

コーデックス委員会（概要）

コーデックス委員会とは

- ☑国連食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)によって1963年に設立された国際的な政府間プログラム。
- ☑**消費者の健康保護（＝食品安全）と公正な食品貿易の確保（＝品質、表示）等を目的**とし、国際食品規格（コーデックス規格）の策定等を行う。
- ☑コーデックスのHPより、「1963年の設立以来、コーデックスシステムは、新たな課題に対応するために、**オープンで透明かつ包括的な方法**で進化してきた。」と記載
- ☑コーデックスメンバー：188加盟国＋1加盟機関（EU）（2023年5月現在）日本は1966年に加盟
- ☑事務局：FAO本部内（ローマ）

コーデックス委員会の組織



出典：コーデックス規格について（農林水産省）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/index-6.pdf>

一般問題部会（10部会）

- 一般原則 CCGP（フランス）
 - 食品添加物 CCFA（中国）
 - 食品汚染物質 CCCF（オランダ）
 - 食品衛生 CCFH（米国）
 - **食品表示 CCFL（カナダ）**
 - 分析・サンプリング法 CCMAS（ハンガリー）
 - 残留農薬 CCPR（中国）
 - 食品残留動物用医薬品 CCRVDF（米国）
 - 食品輸出入検査・認証制度 CCFICS（豪州）
 - 栄養・特殊用途食品 CCNFSDU（ドイツ）
- ※ 括弧内は議長国

コーデックス規格（概要）

コーデックス委員会（Codex Alimentarius Commission (CAC)）において、策定された国際食品規格。

※WTO・TBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）では、加盟国はその国内規制実施にあたり、「強制規格(technical regulations)を必要とする場合において、関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが目前であるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる」こととされており、WTOは過去の紛争解決事例において、コーデックス規格を「国際規格」と認定している。

◆ Standards（規格）

- ・個別食品規格(生鮮果実・野菜、加工果実・野菜等)
- ・ MRL（農薬や動物薬の最大残留基準）
- ・General Standards（添加物などの一般規格）
- ・Methods of analysis and sampling(分析・サンプリング法)

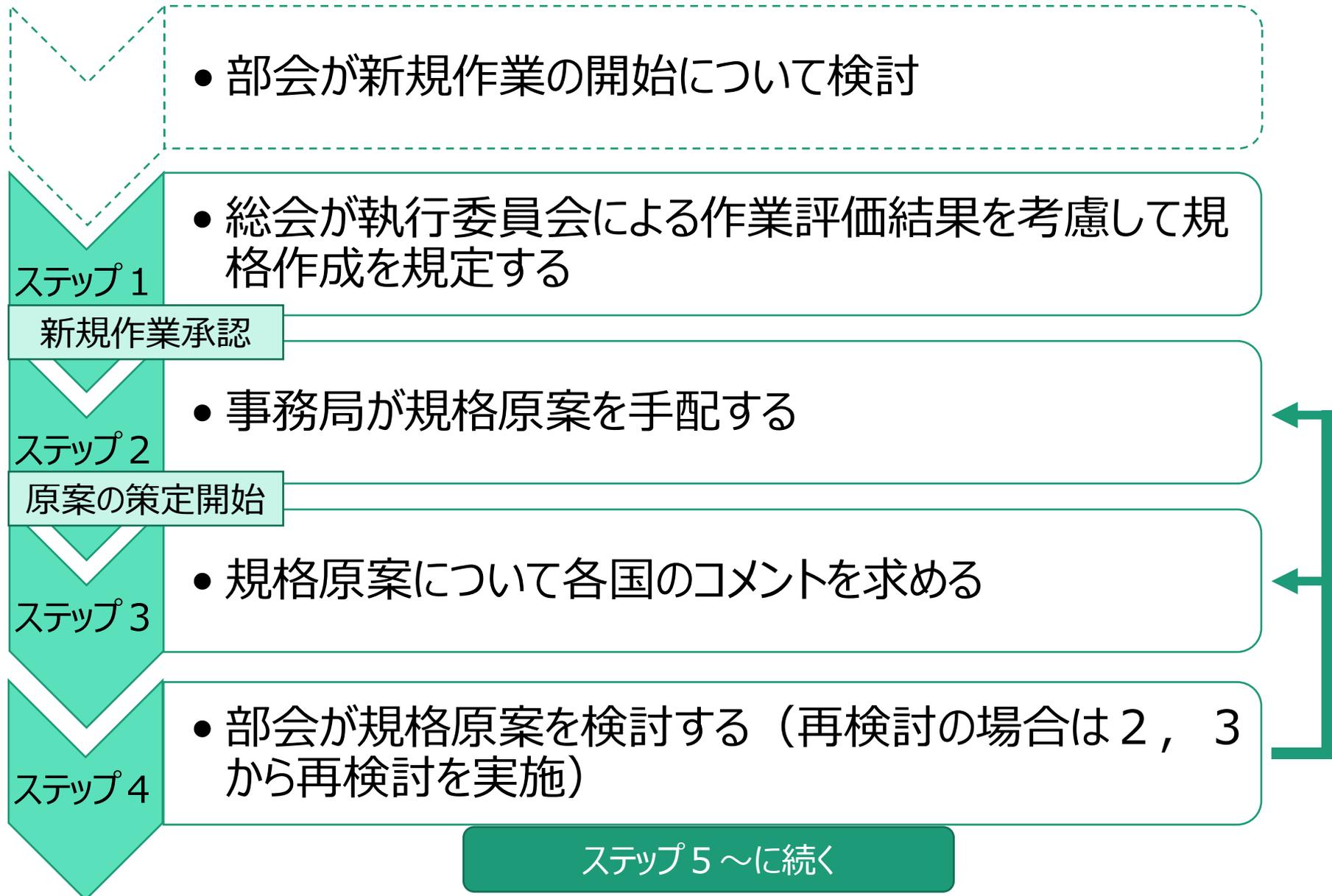
◆ Code of Practice（食品衛生などの実施規範）

◆ Guideline（表示などのガイドライン）

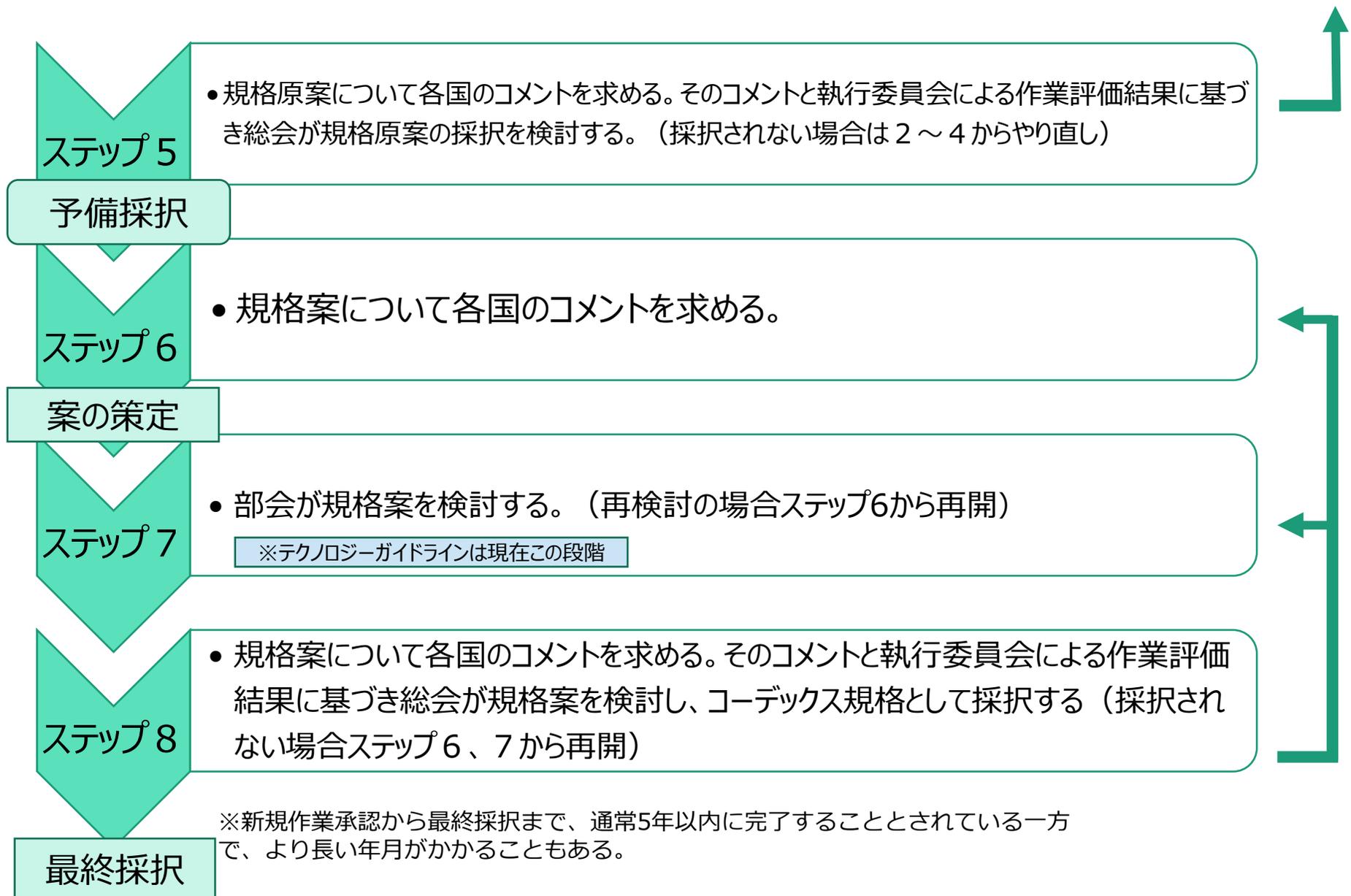
コーデックス規格について（農林水産省） <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/index-6.pdf>を加工して消費者庁が作成

- 食品表示に関する主なコーデックス規格として、1985年に策定された「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格（GSLPF : General Standard for the Labelling of Prepackaged Foods）」が存在。アレルギーに関する規定追加などの一部修正や、日付表示に関する規定の改訂はあったが、表示方法の考え方などは策定以来変更されていない。

(参考) コーデックス規格策定の流れ①



(参考) コーデックス規格策定の流れ②



第47回コーデックス食品表示部会（CCFL47）での議論

開催地 オタワ（カナダ）

開催期間 2023年5月15日（月）～19日（金）

（対面での開催は2019年のCCFL45以来4年ぶり。次回は2024年10月に開催予定）

出席国数 49か国及びEU（その他、23の団体がオブザーバー参加）

主要議題抜粋

①アレルギー表示に係る包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正

➡ 表示方法に関する提案など、一部事項は引き続き検討が必要としつつも、ステップ5に進むことが合意された。

②予防的アレルギー表示ガイダンス案

➡ 標準化された分析手法の必要性等の観点から、ガイダンス案をステップ2に差し戻すとともに、分析・サンプリング法部会（CCMAS）に対して、検出と定量化手法等について意見を求めることが合意された。

③e-コマースに関するガイダンス案

➡ 期限表示情報の提供や、小型商品の表示事項の免除規定の取り扱いなどは引き続き検討の必要があるが、ステップ5に進むことが合意され、我が国は引き続き共同議長国として参画することとなった。

④食品表示情報の提供へのテクノロジーの使用に関するガイドライン案

➡ 食品情報を提供する場合に適用される原則などを中心に引き続き検討が必要な事項はあるが、ステップ5に進み、引き続き検討が必要とされた前述の事項については、電子作業部会で重点的に検討が行われることが合意された。

⑤持続可能性強調表示に係る討議文書

➡ 作業の必要性に賛同する意見もあったが、他の国際機関が行う作業との関係性や、作業範囲の整理が必要とされたことから、ニュージーランドを中心とした電子作業部会を設置し、討議文書等の更新を行うことが合意された。

食品表示情報の提供へのテクノロジーの使用に関するガイドライン案

【検討の経緯】

- 2017年 CCFL44において将来作業について議論した結果、技術革新を利用した食品表示について広範な支持が寄せられ、カナダが討議文書を準備することが合意。
- 2019年 CCFL45において、カナダが討議文書を紹介したところ広く関心が寄せられ、さらに適用範囲等を確定するため、第46回部会に向けて討議文書を改訂することが合意。
- 2021年 CCFL46において、食品表示への革新技术の利用について、包装食品の表示の一般規格の改訂も視野に、新規作業に着手することが合意。
- 2023年 CCFL47において、本文書を包装食品の表示の一般規格と独立したガイドラインとすることが合意された他、義務表示事項のテクノロジーによる代替、提供される情報の内容等について検討が行われた。本ガイドライン案はステップ5に進むこととなり、カナダを議長国、インドとニュージーランドを共同議長国とするEWGを設置するとともに、コーデックス総会で検討されることとなった。⇒2024年10月末のCCFL48で合意されれば、最速で同年11月末の総会でガイドラインになる可能性

【ガイドライン案の構成】

1. 目的

2. 適用範囲

3. 利用

4. 用語の定義

5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により消費者に提供されてよいかを決定する上での考慮事項

6. ラベル上でアクセスできない食品情報へのアクセスを消費者に提供するためのテクノロジーの使用

7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則

- ① 商業情報（commercial information）や広告（advertising）の扱い
- ② テクノロジーを使用して食品表示情報が提供される場合、その情報はいつまで利用可能でなければならないか
- ③ 食品表示情報の提供が、テクノロジーの使用のみによって行われるべきではない場合について
- ④ テクノロジーについての消費者の理解に係る規定

等

① 商業情報 (commercial information) や広告 (advertising) の扱い

7. テクノロジーを使用して消費者に食品情報を提供する場合に適用される原則

- CCFL47では、商業情報 (commercial information) や広告 (advertising) に関する次のような規定の扱いについて、引き続き検討することとされていた。

○修正前 (CCFL47(step 5)時点)

[7.3 Food information described or presented using technology shall be presented in one place, separately from other commercial information intended for sale or marketing purposes.]

[7.3 テクノロジーの使用により記述又は提示される食品情報は、一箇所に、販売又はマーケティングのためのその他の商業情報と区別して提示されなければならない。]

7.5 Where mandatory food information is provided using technology, the reference on the label or labelling should link directly to this information and the food information should be available for the duration of the food's shelf life [at least and not less than best before date or expiry date]. [The link shall not include advertising² pertaining to the food.]

7.5 義務的食食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、ラベル又は表示上のreferenceは当該情報と直接リンクしなければならず、当該食品情報はその食品の貯蔵寿命、[少なくとも賞味期限又は消費期限までの間] 利用可能でなければならない。[当該リンクはその食品に関する広告を含んではならない。]



① 商業情報 (commercial information)や広告 (advertising) の扱い

7. テクノロジーを使用して消費者に食品情報を提供する場合に適用される原則

- EWGでは、「商業情報」の意味するところが曖昧であるという点や、通常の容器包装上のラベルについてはそのような制限はないという点について指摘する意見があった。
- 一方で、義務的食品情報がもっぱらテクノロジーを使用して提供される場合に、その情報が容易に判別できることは消費者にとって重要という点では意見の一致が見られ、以下のような修正案となっている。

○修正後 (CCFL48前 (Step 6) 時点)

{7.3 Where mandatory food information is provided solely described or presented using technology, the reference on the label or labelling shall link directly to this information, and the mandatory food information shall be presented in one place, readily identifiable, grouped together, and easily distinguishable separately from other commercial information intended for sale or marketing purposes.}

7.3 義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、ラベル又は表示上のreferenceは当該情報と直接リンクしなければならず、当該義務的食品情報は容易に識別可能で、グループ化され、他の情報と容易に区別できなければならない。

② テクノロジーを使用して食品表示情報が提供される場合、その情報はいつまで利用可能でなければならないか

7. テクノロジーを使用して消費者に食品情報を提供する場合に適用される原則

- CCFL47では、テクノロジーを使用して提供される食品表示情報がいつまで利用可能でなければならないについても引き続き検討課題とされた。
- EWGにおける議論を経て、セクション7.5に規定される**デジタルツールで提供される食品義務表示情報の利用可能期間**については、消費期限のある食品については少なくともその消費期限、賞味期限の付される食品や期限表示のないような食品については、その食品が安全で、販売、消費、使用に適している限りの間が適切であるということで、**セクション7.5の文言を修正。**

○修正前（CCFL47(step 5)時点）

7.5 Where mandatory food information is provided using technology, the reference on the label or labelling should link directly to this information and the food information should be available for the duration of the food's shelf life [at least and not less than best before date or expiry date]. [The link shall not include advertising⁵ pertaining to the food.]

the duration of the food's shelf life（食品の保存期間）に関する記述について、より具体的な文言へ変更



○修正後（CCFL48前（Step 6）時点）

7.5 Where mandatory food information is solely provided using technology, the food information shall be available for at least the period, established under intended conditions of distribution, storage, retail and use, that the food would remain safe and suitable for sale, consumption or use. For prepackaged foods that are labelled with a use-by date or expiration date, this means for at least the period up to and including this date.

7.5 義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、その食品情報は少なくとも、流通、保管、小売及び使用の意図された条件下において、その食品が安全で販売、消費又は使用に適する状態を保つ期間にわたり使用可能でなければならない。これは、消費期限（use-by date or expiration date）が表示されている食品の場合、少なくともその日付までの期間を意味する。

③食品表示情報の提供が、テクノロジーの使用のみによって行われるべきではない場合について

- CCFL47では、以下のような規定が議論された。

○CCFL47開始(step 4)時点

3) Food information concerning health and safety (e.g. ingredients, allergens, expiration dates) should not be provided exclusively using technology if its absence on the label or labelling could cause **injury harm** to the health of a consumer.

3) 健康及び安全に関する食品情報（例：原材料、アレルゲン、消費期限）は、ラベル又は表示がないことにより消費者の健康に害を及ぼしうる場合には、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

○ CCFL47における議論を経て、

- テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない事項として「名称」nameが追加された。
- 「健康及び安全に関する食品情報」に何が該当するかは各国当局に委ねられるべき事項であるといった指摘を受け、例示が削除された。
- 「ラベル又は表示がないことにより消費者の健康に害を及ぼしうる場合には」という部分が削除された。

○ EWGでは一部の国から、「ラベル又は表示がないことにより消費者の健康に害を及ぼしうる場合には」を復活させるべきとの意見もあったが、指示が集まらず反映されていない。

○CCFL47終了(step 5)時点 ⇒ CCFL48前 (steo6) 時点に変更なし

5.2 Name of the food and food information concerning health and safety should not be provided exclusively using technology.

5.2 食品の名称並びに健康及び安全に関する食品情報は、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

④テクノロジーについての消費者の理解に係る規定

5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により消費者に提供されてよいかを決定する上での考慮事項

- CCFL47では、考慮事項として「そのテクノロジーについて消費者が同じように理解しているという証拠がある」という文言が追加され、引き続きの検討事項とされた。

○修正前（CCFL47(step 5)時点）

5.1 The food information should be readily accessible to consumers during normal and customary circumstances of purchase and use, which means:

- (a) there should be sufficient technological infrastructure to support providing food information using that technology within the geographic area or country where the food is sold, such as in regards to prevalence and reliability of service,
- (b) the general population, or a sub-set of the population for whom the food information is intended, should have widespread and adequate access to the technology in that geographic area or country, and have adopted its use, and
- (c) it is reasonable for the consumer to use the technology to access the food information during the normal and customary circumstances of purchase and use and that there is evidence of similar consumer understanding of the technology.

5.1 食品情報は、購入及び使用の通常かつ日常的な環境において、消費者が容易にアクセスできるものであるべきである。すなわち、
a)食品が販売される地理的領域又は国内において、テクノロジーを用いた食品情報の提供を支える、サービスの普及度や信頼性といった観点から見て十分な技術的インフラが必要である。
b) 一般の人々、又はその一部であって食品情報が想定する人々は、当該地理的領域又は国内においてそのテクノロジーへの広範かつ適正なアクセスを有し、その使用を取り入れているべきである。
c)購入又は使用の通常かつ日常的な環境において、その食品情報にアクセスするためにそのテクノロジーを利用することが消費者にとって合理的であり、そのテクノロジーについて消費者が同じように理解しているという証拠がある。



④テクノロジーについての消費者の理解に係る規定

5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により消費者に提供されてよいかを決定する上での考慮事項

- 当該部分については、意味が不明瞭で冗長、実効的でない等の理由で指示が集まらず、最新の条文案では削除されている。

○修正後（CCFL48前(step6)時点）

5.1 The food information should be readily accessible to consumers during normal and customary circumstances of purchase and use, which means:

- a) there should be sufficient technological infrastructure to support providing food information using that technology within the geographic area or country where the food is sold, such as in regards to prevalence and reliability of service,
- b) the general population, or a sub-set of the population for whom the food information is intended, should have widespread and adequate access to the technology in that geographic area or country, and have adopted its use, and
- c) it is reasonable for the consumer to use the technology to access the food information during the normal and customary circumstances of purchase and use ~~and that there is evidence of similar consumer understanding of the technology.~~

5.1 食品情報は、購入及び使用の通常かつ日常的な環境において、消費者が容易にアクセスできるものであるべきである。すなわち、
a)食品が販売される地理的領域又は国内において、テクノロジーを用いた食品情報の提供を支える、サービスの普及度や信頼性といった観点から見て十分な技術的インフラが必要である。
b) 一般の人々、又はその一部であって食品情報が想定する人々は、当該地理的領域又は国内においてそのテクノロジーへの広範かつ適正なアクセスを有し、その使用を取り入れているべきである。
c)購入又は使用の通常かつ日常的な環境において、その食品情報にアクセスするためにそのテクノロジーを利用することが消費者にとって合理的であり、そのテクノロジーについて消費者が同じように理解しているという証拠がある。

残された検討事項（CCFL48で議論）

- セクション7.10に「又は聞きやすい」を追加すべきか、eコマースに係る作業との並びを取ってセクション7.12を追加すべきか。
- 本ガイドライン案はステップ8に進む準備ができているか。

○文言追加

7.10 Food information described or presented using technology shall be clear, prominent and readily legible for audible to the consumer under normal settings and conditions of use of the technological platform.

7.10 テクノロジーの使用により記述又は提示される食品情報は、その技術的プラットフォームを用いる通常の下において、明確で目立つものであり、かつ読みやすい[又は聞きやすい]ものでなければならない。

○新たなセクション7.12の追加

7.12 Where food information is provided using technology, it shall be provided without any additional costs for the consumer.

[7.12 食品情報が技術を使用して提供される場合には、消費者への追加的負担なしに提供されなければならない。]

(参考仮訳) 食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案

※ GUIDELINES ON THE USE OF TECHNOLOGY TO PROVIDE FOOD INFORMATION IN FOOD LABELLING (STEP 7) (CX/FL 24/48/7)(2024年8月)をベースに消費者庁で仮訳を作成 (リンクは最終ページを参照)

1. 目的

消費者に包装食品に係る情報提供を行うためのテクノロジーの使用について、指針を提供すること

2. 適用範囲

このガイドラインは、包装食品上のラベル又は表示を介し、消費者がテクノロジーを使用してアクセスする食品情報に適用される。

3. 利用

このガイドラインは、GSLPFその他の包装食品の表示に関連するコーデックス文書と併せて読むべきものである。

4. 用語の定義

このガイドラインの目的において

「食品情報」とは、包装食品に関するコーデックス文書の適用を受ける情報を意味する。

「テクノロジー」とは、ウェブサイト、オンラインプラットフォーム、モバイルアプリケーションを含むがこれらに限られない、あらゆる電子的又はデジタルの手法を指す。

5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により消費者に提供されてよいかを決定する上での考慮事項

5.1 食品情報は、購入及び使用の通常かつ日常的な環境において、消費者が容易にアクセスできるものであるべきである。すなわち、
a) 食品が販売される地理的領域又は国内において、テクノロジーを用いた食品情報の提供を支える、サービスの普及度や信頼性といった観点から見て十分な技術的インフラが必要である。

b) 一般の人々、又はその一部であって食品情報が想定する人々は、当該地理的領域又は国内においてそのテクノロジーへの広範かつ適正なアクセスを有し、その使用を取り入れているべきである。

c) 購入又は使用の通常かつ日常的な環境において、その食品情報にアクセスするためにそのテクノロジーを利用することが消費者にとって合理的である。

(続く)

(参考仮訳) 食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案

5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により消費者に提供されてよいかを決定する上での考慮事項 (続き)

5.2 食品の名称並びに健康及び安全に関する食品情報は、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

5.3 個別の実物の商品と紐付いている食品情報 (例: ロット番号、日付表示) は、個別の商品とその情報とを紐付けることができなくなるおそれがあるのであれば、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

6. ラベル上でアクセスできない食品情報へのアクセスを消費者に提供するためのテクノロジーの使用

6.1 販売の状態やラベル又は表示上の記載の免除のために、消費者が食品表示情報にアクセスできない場合には、当該食品表示情報へのアクセスを消費者に提供するためのテクノロジーの使用が検討されるべきである。

7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則

包装食品のラベル又は表示を介してテクノロジーの使用により消費者がアクセスする食品情報については、その食品情報が義務的に求められるものか任意で提供されるものかに関わらず、次の原則に基づかなければならない。

7.1 GSLPFのセクション3に規定する一般原則は、テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報に適用される。

7.2 テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報は、他の言語で表示される場合も含めて、包装食品のラベル又は表示上で提供される情報と矛盾するものであってはならない。

7.3 義務的的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、ラベル又は表示上のreferenceは当該情報と直接リンクしなければならず、当該義務的的食品情報は容易に識別可能で、グループ化され、他の情報と容易に区別できなければならない。

(続く)

(参考仮訳) 食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案

7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則 (続き)

7.4 食品情報がテクノロジーの使用により提供される場合には、該当するコーデックス文書に従って示されなければならない。

7.5 義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、その食品情報は少なくとも、流通、保管、小売及び使用の意図された条件下において、その食品が安全で販売、消費又は使用に適する状態を保つ期間にわたり使用可能でなければならない。これは、消費期限 (use-by date or expiration date) が表示されている食品の場合、少なくともその日付までの期間を意味する。

7.6 テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報は、個人を特定するために使用されるかもしれない情報を提供又は開示する必要なく、容易にアクセスできなければならない。

7.7 包装食品のラベル又は表示が、テクノロジーを使用してアクセスされる食品情報へのreferenceを行うにあたっては、その食品情報が当該包装食品に係るものであると消費者が確認できるよう、十分な情報がテクノロジープラットフォーム上に掲示されなければならない。

7.8 包装食品のラベル又は表示上のreferenceの目的が消費者にとって自明でない場合には、どのように用いればいいのか、又はその使用によって得られる食品情報の種類に関する説明が伴わなければならない。(例:「原材料についての詳細情報はここをスキャン」)

(参考仮訳) 食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案

7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則 (続き)

7.9 テクノロジーの使用によりアクセスされる食品情報とリンクするラベル又は表示上のreference及び説明文は、GSLPFのセクション8.1.2及び8.1.3に準拠しなければならない。

7.10 テクノロジーの使用により記述又は提示される食品情報は、その技術的プラットフォームを用いる通常の下において、明確で目立つものであり、かつ読みやすい[又は聞きやすい]ものでなければならない。

7.11 テクノロジーの使用により記述又は提示される食品情報の言語は、当該食品が販売される国の消費者に適したものでなければならない。

[7.12 食品情報が技術を使用して提供される場合には、消費者への追加的負担なしに提供されなければならない。]

(訳出元リンク) GUIDELINES ON THE USE OF TECHNOLOGY TO PROVIDE FOOD INFORMATION IN FOOD LABELLING (STEP 7) (CX/FL 24/48/7)
https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-714-48%252FWorking%2Bdocuments%252Ffl48_07e.pdf